

このチェックリストは申請書類提出時に提出してください。

申請時提出チェックリスト

【働きやすい職場環境づくり推進奨励金】

企業名	株式会社〇〇〇〇		
提出日	令和 7 年 7 月 1 日	提出方法	郵送 (レターバックプラス) / 簡易書留 / その他

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。印鑑が必要な書類は全て「10 印鑑登録証明書」と同じ印鑑を押印してください。

提出	No	書類名	提出部数	提出	No	書類名	提出部数
☐	1	事業計画書兼交付申請書	原本1部	☐	6	事業所一覧(交付申請時)	原本1部
☐	2	誓約書	原本1部	☐	7	会社案内又は会社概要	原本1部
☐	3	雇用保険適用事業所設置届(事業主控)(※3)	写し1部	☐	8	(法人の場合) 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部
☐	4	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	写し1部			(個人事業主の場合) 個人事業の開業・廃業等届出書(写し)及び住民票記載事項証明書(原本)	各1部
☐		労働契約書又は労働条件通知書	写し1部	☐	9	(本店とは別に本社機能を持つ事業所がある場合) 水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等	写し1部
	5	最新の就業規則等		☐	10	印鑑登録証明書	原本1部
☐	5-1	最新の就業規則本則(※1) (労働基準監督署受付印があるものを添付すること)	写し1部	☐		(法人の場合) 法人都民税・法人事業税の納税証明書	原本各1部
☐	5-2	【Aコースのみ(定めている場合)】 (☒ 本則とは別に定めている／ ☐ 定めていない) ※該当箇所に☑してください。 育児に関する規程(※1)	写し1部		11	(個人の場合) 個人都民税・個人事業税の納税証明書	原本各1部
☐	5-3	【Bコースのみ(定めている場合)】 (☒ 本則とは別に定めている／ ☐ 定めていない) ※該当箇所に☑してください。 介護に関する規程(※1)	写し1部	☐	12	【Aコースのみ】 一般事業主行動計画(申請時点で計画期間内のもの)	写し1部
	5-4	【Cコースのみ(定めている場合)】 (☐ 本則とは別に定めている／ ☒ 定めていない) ※該当箇所に☑してください。 休暇制度規程、病氣治療に関する規程(※1)	写し1部	☐	13	【Aコースのみ】 一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局に届け出たことが分かる部分も添付すること)	写し1部
				☐	14	助成金等併給状況確認チェックリスト	原本1部
				☐	15	委任状	原本1部

※1 申請時に提出した就業規則等その他社内規程を事業実施期間開始日の前日までに改正した場合は、事業実施期間開始日の前日までに最新のものを追加で提出する必要があります。追加で提出されない場合は、全コース奨励対象外となります。(詳細はP17の5)

上記No.4を提出した常用労働者2名について該当項目を記載又は✓をしてください。

常用労働者1	(氏名)東京 一郎 (フリガナ)トウキョウ イチロウ (旧姓・通称等)
	(雇用形態) ☒ 正社員 ☐ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超)
	(採用年月日)平成25年4月1日 (勤務地)本社
	(Aコース②を申請の場合、男性従業員である ※2) ☐ 男性従業員
常用労働者2	(氏名)飯田 花子 (フリガナ)イイダ ハナコ (旧姓・通称等)九段 花子
	(雇用形態) ☒ 正社員 ☐ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超)
	(採用年月日)平成28年4月1日 (勤務地)〇〇〇〇
	(Aコース②を申請の場合、男性従業員である ※2) ☐ 男性従業員

※2 Aコース②を実施する場合は、上記の労働者は1人以上男性従業員を選定してください。
常時雇用する男性従業員が1人もいない場合は、上記の労働者は女性従業員2人を選定の上、都内に勤務する男性従業員の労働契約書又は労働条件通知書の写しと、当該男性従業員の性別を確認できるものを上記の提出書類に加えて提出してください。(詳細はP15)

※3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)等に記載の労働者が、交付申請日以後交付決定日前までに退職する場合は、P16を参照してください。

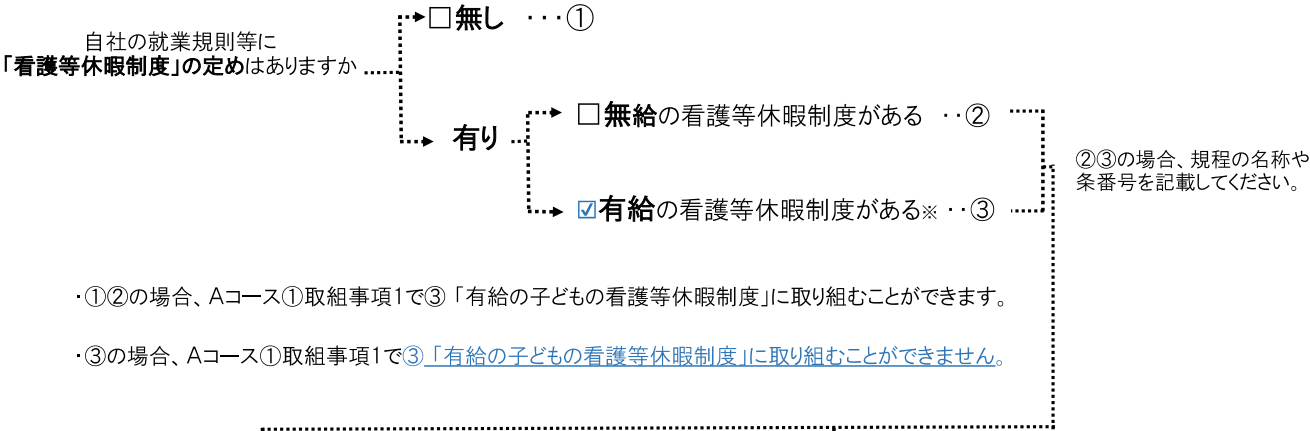
※4 実績報告時に提出予定の書類を含め、上記(氏名)欄に記入した氏名と異なる氏名を使用している場合は、(旧姓・通称等)にその氏名を記入してください。

申請時提出チェックリスト

【働きやすい職場環境づくり推進奨励金】

【Aコース①育児と仕事の両立制度整備事業を申請する企業等】

※下記のうち、該当するいずれか1つの□に✓を入れてください。



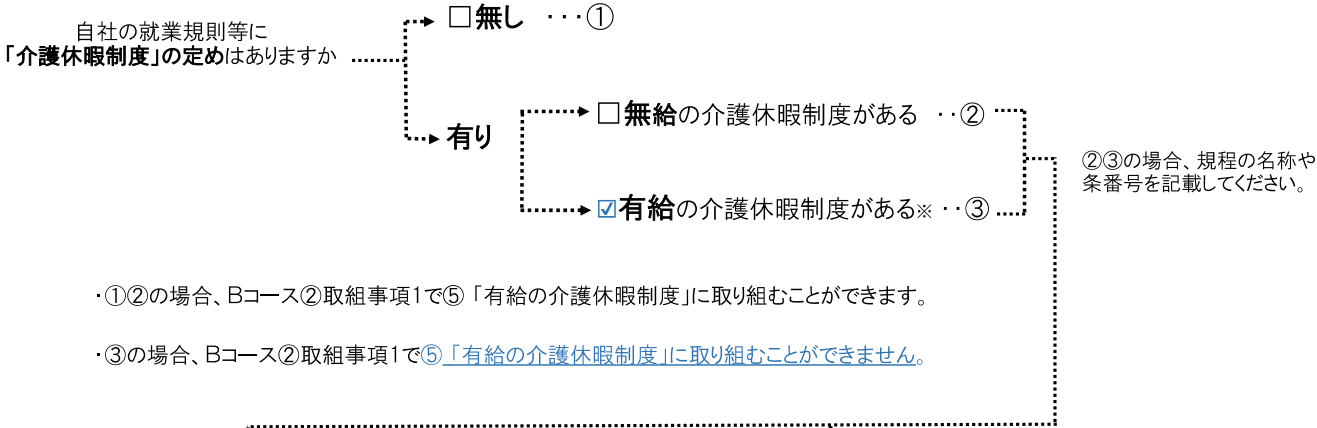
・看護等休暇制度について	・看護等休暇制度の賃金の取り扱いについて
看護等休暇制度を定めている規程の名称・条番号	看護等休暇制度の賃金の取り扱いを定めている規程の名称・条番号
名称(育児・介護休業規定)・条番号(第11条) 名称()・条番号()条	名称(育児・介護休業規程)・条番号(第11条) 名称(賃金規程)・条番号(第10条)

複数の規定に記載がある場合はすべて記載し、規程を添付してください。

※ 既に1日でも(半日・1時間でも)有給の看護等休暇や介護休業制度が整備されている場合は、有給の看護等休暇や介護休業制度に取り組んでも奨励対象にはなりません。

【Bコース②介護離職防止のための制度整備事業を申請する企業等】

※下記のうち、該当するいずれか1つの□に✓を入れてください。



・介護休暇制度について	・介護休暇制度の賃金の取り扱いについて
介護休暇制度を定めている規程の名称・条番号	介護休暇制度の賃金の取り扱いを定めている規程の名称・条番号
名称(育児・介護休業規定)・条番号(第11条) 名称()・条番号()条	名称(育児・介護休業規程)・条番号(第11条) 名称(賃金規程)・条番号(第10条)

複数の規定に記載がある場合はすべて記載し、規程を添付してください。

※ 既に1日でも(半日・1時間でも)有給の看護等休暇や介護休業制度が整備されている場合は、有給の看護等休暇や介護休業制度に取り組んでも奨励対象にはなりません。